

住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース  
(第8回会合)

これまでの加速化措置のフォローアップ

関係省庁 説明資料

平成27年1月16日

# 復興庁 説明資料

## 再建工事集中時における建設事業者の円滑な人材・資材確保への支援

宅地供給後に住宅再建工事が集中し、工事従事者や住宅資材が不足する地域における以下のような地方公共団体等の取組に対し補助を行い、建設事業者による円滑な住宅再建工事の実施を支援(復興交付金を活用)。

### ①工事従事者のための仮設宿泊施設等の整備

遠隔地から工事従事者を確保する際に、沿岸部等で不足し工事円滑化のネックとなっている宿泊施設(仮設宿舎等)について、地方公共団体による整備を支援。

#### <取組例>

岩手県沿岸部で、空室となっている応急仮設住宅の一部を用途廃止し、遠隔地等からの住宅再建工事従事者のための宿泊施設として県が提供。H26.11月宮古、釜石エリアから運用開始。



復興交付金(効果促進事業)により支援



用途廃止し宿舎として活用する応急仮設住宅(釜石エリア)

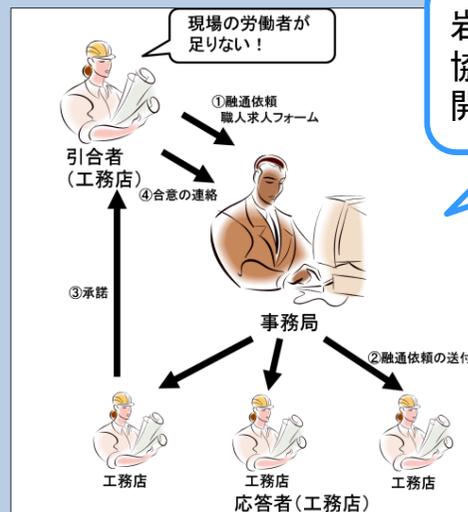
### ②円滑な工事实施のための人材・資材確保の支援

建設事業者等の間における住宅資材の融通や応援職人の手配を一括して媒介し支援するなど、地域の実情に応じて住宅再建工事を円滑化する方策を促進。

#### <取組例>

職人や資材の事業者間の融通等を支援するため、岩手県地域型復興住宅推進協議会により、H26.6月から「地域型復興住宅マッチングサポート制度」を運用開始。

同様のしくみを宮城県ではH26.12月から運用開始、福島県ではH27.1月中に運用開始予定。



岩手県地域型住宅復興推進協議会により、支援の取組を開始(H26.6月～)

宮城県、福島県でも同様のしくみを創設し、被災3県において職人や資材の融通等支援策を展開

例:職人の融通支援のしくみ(岩手県)

## (加速化措置)

○ 被災地まちなか商業集積・商店街再生 加速化指針(商業集積・商店街を再生するためのまちなか再生計画)

## (主な効果)

- 宮城県女川町申請の「まちなか再生計画」について、平成26年12月19日付けで第1号として認定(この計画認定により、商業施設等復興整備補助金の対象となる)
- 女川町は、上記補助金の活用により駅前の商業施設を整備(平成27年秋～年末開業予定)

## 実績

## &lt;まちなか再生計画の認定制度の概要&gt;

- 自治体又はまちづくり会社が、関係者の意見を踏まえた上で、まちなか再生計画を策定。
- 復興庁は、自治体が申請したまちなか再生計画について、外部評価委員会の評価、関係行政機関の同意を得た上で認定。

## &lt;女川町まちなか再生計画のポイント&gt;

## 1. 土地利用・公共施設等配置

- 女川町大字女川浜(JR女川駅前)に、面積約7.4haの計画区域を設定。
- 中心市街地をJR女川駅を中心とした女川浜地区に集約して再生を図る。
- 駅前プロムナード沿いに、テナント型商業施設、(仮称)地域交流センター、(仮称)物産センター、(仮称)水産業体験施設を配置し、
- 駅前周辺に、町役場、保健センター、生涯学習センター、メモリアル公園等の公的施設を配置。

## 2. 導線計画・駐車場整備計画

- 観光客向け、町民の日常生活向けの車両導線を想定し、駐車場を町が約300台分整備。

## 3. 商圈分析・商業施設整備計画

- 従来の商業施設規模、将来人口等を考慮し、商業施設整備の適正規模について検証し、商業施設整備に係る基本計画を作成。
- 建築面積2,376㎡を予定、建築工法は木造及び鉄骨造。
- 入居テナントは小売店、飲食店等(約半数が被災店舗)を予定。
- 施設整備費6.7億円を予定。

## 4. 事業実施体制

- 女川みらい創造株式会社がテナント型商業施設等を整備し、中心市街地商業エリアについてエリアマネジメントを実施。



区域周辺の公共施設等配置図



テナント型商業施設イメージ図 3

# 総務省 説明資料

- 26年度の被災市町村からの人材確保要望を取りまとめ、全国の市区町村に職員派遣等を要請(25年12月5日)
- 引き続き、全国の市区町村に対して職員派遣を要請するほか、被災自治体における任期付職員の採用等の支援や被災市町村で働く意欲のある市区町村OB職員に関する情報提供を行うとともに、民間企業等への人的支援の協力を要請するなどの取組を進める。

## 1. 現在の主な対応状況

○全国の自治体から被災自治体(県及び市町村)へ派遣されている地方公務員は2,229人(うち市町村分 1,603人、うち県分 626人)(H26.4.1現在)

○H26年度 総務省スキームにおける被災市町村からの人材確保 (1,530人→)1,506人の要請数(H26.11現在)

※凡例:(H26.2.14現在→)H26.11.1現在  
 充足数:(647人→)1,262人  
 充足数との差:(883人→)244人

### 【総務省における被災市町村への支援】

#### 1. 全国の市区町村への更なる職員派遣の要請

《現役職員の派遣決定数》  
(530人→)929人  
 《任期付職員の派遣決定数》  
(27人→)67人

#### 2. 被災自治体における任期付職員等の採用の支援

・任期付職員採用に必要な条例の制定や被災市町村における採用のほか、県による採用・県下市町村への派遣等について助言

《採用人数》  
(62人→)169人

#### 3. 全国の市区町村OB職員の活用

・全国市長会・全国町村会の協力を得て、被災市町村で働く意欲のある市区町村のOB職員等の情報をリスト化して被災市町村へ提供するシステムを構築

《採用人数》  
(1人→)20人  
 ※リスト登録人数 (29人→)49人

#### 4. 民間企業等の人材の活用の促進

・被災自治体からの要望を受け、民間企業や自治体の第三セクター等(土地開発公社等の地方三公社、財団法人等)の従業員を在籍したまま被災自治体が受け入れる仕組みを整備  
 ・経済・業界団体(経団連、日商、同友会等)を通じて民間企業に周知・要請  
 ・自治体の第三セクター等(土地開発公社等の地方三公社、財団法人等)の職員の活用を図るため、各地方公共団体に対して協力を要請  
 ・総務大臣による要請を受けた業界団体・民間企業による支援実績は別添のとおり

《民間企業等からの派遣人数》  
(13人→)24人

【総務大臣による要請】  
 (H25.4.23) 日本経済団体連合会 米倉会長  
 (H25.5.10) 日本商工会議所 岡村会頭  
 (H25.5.13) 経済同友会 長谷川代表幹事  
 (H25.5.27) 日本補償コンサルタント協会 吉田会長  
 (H25.6.20) 全国建設業協会 浅沼会長  
 (H25.6.27) 建設コンサルタンツ協会 大島会長  
 (H25.7.9) 全国測量設計業協会連合会 本島会長  
 (H25.7.22) 日本建設業連合会 中村会長

## 2. 課題と今後の取組

○依然として244人の要請があることから、引き続き、人的支援の取組を推進

【1. について】  
 ・引き続き、現役職員の派遣のほか、任期付職員の採用・派遣について要請

【2. について】  
 ・被災自治体が行う任期付職員等の採用について、復興庁と協力して広報を実施

【3. について】  
 ・被災市町村の採用状況を見ながら、OB職員情報の掘り起こしを行う

【4. について】  
 ・復興庁と協力し、民間企業からの人的支援が進むよう働きかけを行う  
 ・総務省で問い合わせを受けている民間企業からの人的支援の申出についてマッチングを進める

# 総務大臣による要請を受けた業界団体・民間企業による支援実績

## ○民間企業からの支援

### <大日本住友製薬（株）>

- ・従業員2人が、25年10月1日から宮城県石巻市へ派遣

### <清水建設（株）>

- ・従業員1人が、26年1月1日から福島県相馬市へ派遣

### <鹿島建設（株）>

- ・従業員1人が、26年2月1日から岩手県陸前高田市へ派遣
- ・従業員5人が、26年4月1日から下記の市町へ派遣  
〔岩手県陸前高田市、大槌町、宮城県山元町、七ヶ浜町、福島県楡葉町〕
- ・従業員1人が、26年10月1日から福島県楡葉町へ派遣

### <帝人（株）>

- ・従業員2人が、26年4月1日から宮城県石巻市へ派遣

### <味の素（株）>

- ・従業員1人が、26年8月1日から宮城県石巻市へ派遣

### <古河電気工業（株）>

- ・従業員1人が、26年12月1日から宮城県石巻市へ派遣

12月1日現在の民間企業従業員の派遣決定人数 14人

# 法務省 説明資料

## (加速化措置)

- 財産管理制度の運用状況の自治体への周知
- 円滑な財産管理制度の運用に向けた自治体と関係団体との連携強化

## (主な効果)

- 財産管理人候補者の拡大
- 裁判所の審理手続の迅速化

## 実績

## &lt;主な対応状況(フォローアップ)&gt;

- 平成25年3月、最高裁事務総局、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会に対し、財産管理制度の円滑な活用に向けた協力を依頼。
- 法務省・最高裁事務総局において、申立てやその後の手続に関するQ&Aのモデルを作成して仙台高裁に提供。

## 〔裁判所の取組〕

- 仙台、盛岡及び福島の家裁において、上記モデルを参考にQ&Aを作成し、管内自治体へ送付。
- 行方不明者届等の活用による手続の簡素化。

## 〔選任状況等〕※平成25年4月1日以降に選任が申し立てられた復興関連のもの(平成26年12月31日時点)。各申立てにつき、取下げ及び手続中のものを除く。

- 財産管理人の選任163件
- 権限外行為の許可90件

## &lt;効果の検証&gt;

## ○財産管理人候補者の拡大

宮城県: 弁護士167名 司法書士 94名  
 岩手県: 弁護士 65名 司法書士 99名  
 福島県: 弁護士 85名 司法書士 78名

## ○裁判所の審理手続の迅速化※申立時に必要な書類が揃っていることなどが前提

選任申立てから選任まで 1か月程度→1~2週間程度  
 権限外行為の許可申立てから許可まで 3週間程度→1週間程度

## 事例

復興に関連して各財産管理制度が活用され、権限外行為の許可がされた例(12月31日時点の直近のもの)

- 宮城県内の家庭裁判所の事例(相続財産管理人)  
 11月12日(選任申立て) →同月18日(選任)  
 12月12日(権限外行為の許可申立て)→同月17日(許可)
- 岩手県内の家庭裁判所の事例(不在者財産管理人)  
 11月28日(選任申立て) →12月10日(選任)  
 12月16日(権限外行為の許可申立て)→同日(許可)
- 福島県内の家庭裁判所の事例(不在者財産管理人)  
 9月9日(選任申立て) →10月8日(選任)  
 10月28日(権限外行為の許可申立て)→同月31日(許可)

※いずれも平成26年である。

## (加速化措置)

- 法務局と市町村との間で、分筆登記の嘱託予定時期、完了予定日等を共有する仕組みを構築
- 市町村に対し、登記情報を電子データにより提供する制度の利用促進を図る。

## (主な効果)

- 分筆登記の嘱託の予定時期等に係る情報を基にした出件予想を踏まえ、効果的な登記処理体制を構築し、登記の迅速化を図る。
- 市町村は、登記情報の電子データを加工等することにより、用地取得事務の迅速化及び効率化を実現する。

## 実績

## 【市町村との分筆登記の嘱託予定時期等の情報共有】

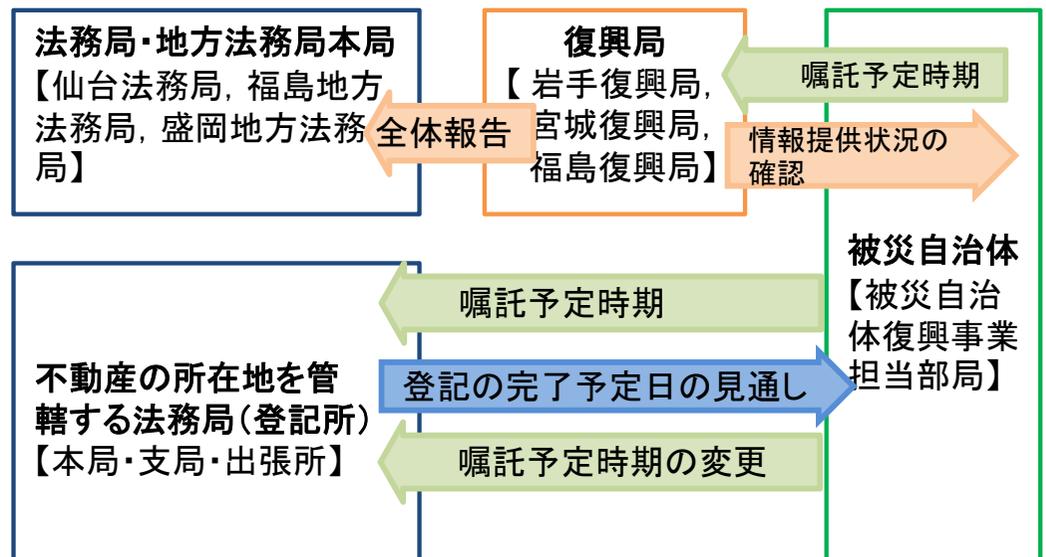
- 福島県 県及び5市町村との間で共有
- 宮城県 県及び15市町村との間で共有
- 岩手県 12市町村及び岩手県土地開発公社との間で共有

## 【登記情報の電子データ提供(本年4～10月)】

- 福島県 県及び6市町村に対し、1,765,384筆個分のデータ提供
- 宮城県 6市町村に対し、610,426筆個分のデータ提供
- 岩手県 県及び5市町村に対し、153,353筆個分のデータ提供

## 事例

## 【市町村との分筆登記の嘱託予定時期等の情報共有概念図】



# 文化庁 説明資料

(加速化措置)

(1) 発掘調査の迅速化 (2) 発掘調査体制の充実 (3) 発掘調査費用の確保

(主な効果)

○ 発掘調査を迅速化し、事業の工期に影響を与えなかった。

## 1. 現在の主な対応状況

### (1) 発掘調査の迅速化

- 被災地の各地の状況をきめ細かくフォローし、迅速化を支援(「東日本大震災に伴う埋蔵文化財保護に関する会議」の開催等)
- 民間組織の活用の促進

### (2) 発掘調査体制の充実

- 増加する発掘調査ニーズに対応するため、全国から派遣する職員の増員を実施
- H26年度の派遣職員数を69名確保

### (3) 発掘調査費用の確保

- 「復興交付金」による発掘調査費用を確保(30.7億円(H26.12時点))

## 2. 効果の検証

### (1) 発掘調査の迅速化

- 復興事業の工期への影響を回避
- 発掘調査期間を短縮
- 会議の開催により、関係者の連携と情報共有が進み、迅速化に貢献
- 民間企業の参画で、人材と機材の確保が円滑化(6か所で導入実施)

### (2) 発掘調査体制の充実

- 事業量に応じた必要な人員を確保

(発掘調査と派遣職員数の増加)

H24 試掘調査:61件 本調査:14件 派遣職員数:32名

H25 試掘調査:128件 本調査:21件 派遣職員数:70名

### (3) 発掘調査費用の確保

- 予算不足による発掘調査の遅延事例なし

## 実績

- 岩手県山田町:田の浜地区(防災集団移転促進事業による高台移転に伴う発掘調査)  
調査期間:当初想定18か月→5か月
- 福島県広野町(災害公営住宅の建設に伴う発掘調査)  
調査期間:当初想定6か月→3か月
- 福島県南相馬市(災害公営住宅建設に伴う発掘調査)  
調査期間:当初想定12か月→4.5か月
- 派遣実績:32名(H24年度)→70名(H25年度)→69名(H26年度)
- 復興交付金:計30.7億円を交付(H26.12まで)  
(岩手県:約10.8億円、宮城県:約11.4億円、福島県:約8.5億円)



発掘調査の様子



「発掘された日本列島展(H25.7)」の展示

## 事例

- 「東日本大震災に伴う埋蔵文化財保護に関する会議」の開催  
復興事業の円滑な推進と埋蔵文化財の適切な保護の両立のために、関係者間で情報共有と調整を行い、迅速な埋蔵文化財調査の実施体制及び支援の検討を行った。



派遣専門職員会議の様子



最新の測量技術の現場説明

- 岩手県山田町:田の浜地区  
縄文・平安・室町の三時代の遺跡がこの地に集中していることが判明した。



縄文時代の竪穴住居跡



平安時代の製鉄炉

- 福島県広野町
  - ・奈良時代の役所跡と考えられる遺跡をこの地域では初めて発見
  - ・奈良時代の交通遺跡の可能性もあり、当時の状況を考える上で重要な発見



竪穴住居のカマド跡



出土した土器

# 農林水産省・水産庁 説明資料

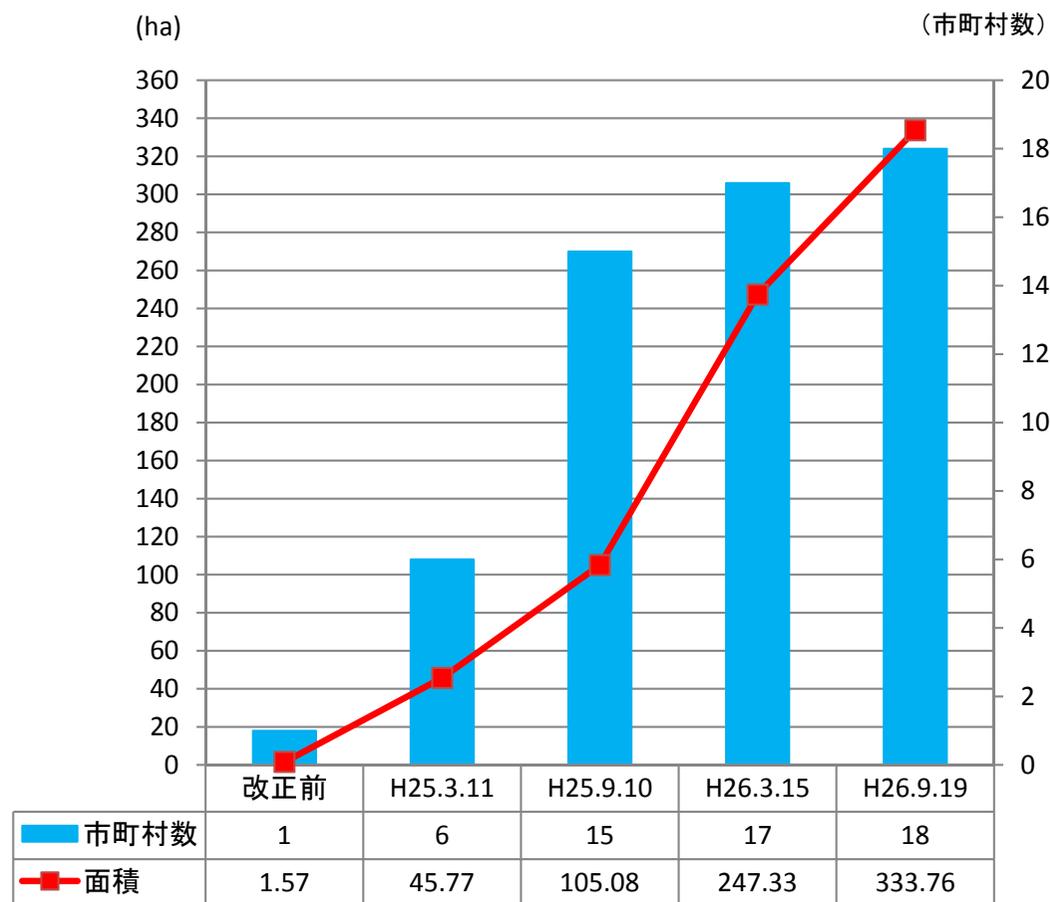
- ・東日本大震災の被災市町村が、集団移転促進事業を進めるために移転元の農地を買い取る場合、従来は、農地として復旧するか、転用するかといった土地利用計画を明示して農地法の許可を受ける必要があったところ。
- ・地元からの要請を受けて平成25年2月4日に省令改正を行い、市町村は農地法の許可なく農地を買い取ることができるよう措置。平成26年9月19日現在で3県18市町において農地の買取が進んでいる状況。

省令改正前後における移転元農地の市町村別買取状況(契約ベース)

(単位:ha)

県名	市町村名	改正前	H25.3.11	H25.9.10	H26.3.15	H26.9.19
福島県	いわき市	-	-	1.1	3.4	3.63
	相馬市	-	-	16.4	29.06	30.99
	南相馬市	1.57	1.57	1.57	101.93	164.83
	新地町	-	11.1	13.6	15.2	15.33
	檜葉町	-	-	-	-	4.09
宮城県	仙台市	-	1.1	7	8.64	9.68
	名取市	-	-	3.39	5.1	6.19
	塩竈市	-	-	-	0.07	0.4
	岩沼市	-	25.5	38	43.2	47.47
	東松島市	-	5.8	9.56	19.73	27.88
	亘理町	-	0.7	3.5	2.92	2.92
	七ヶ浜町	-	-	1.15	1.51	1.51
	女川町	-	-	0.03	0.03	0.43
	岩手県	宮古市	-	-	0.78	2.53
陸前高田市		-	-	6.7	8.4	9.12
釜石市		-	-	-	0.22	0.25
大槌町		-	-	1.7	3.84	3.88
山田町		-	-	0.6	1.55	2.32
計		1.57	45.77	105.08	247.33	333.76

集団移転促進事業に係る移転元農地の買取実績



※数字は各時点での合計

（加速化措置）

- 農業農村整備事業と防災集団移転促進事業の連携による移転跡地等の効率的な土地利用

（主な効果）

- 農地と移転跡地等が介在する地域において、農地整備の実施により移転跡地等の集約を図り、効率的な土地利用を実現するとともに、事業費を縮減

実績

＜主な対応状況（フォローアップ）＞

- 防災集団移転促進事業と連携して農業農村整備事業を実施し、高台等への住居の集団移転と併せて、移転跡地等を含めた農地整備を行う計画を11市町（16地区）で進めており、このうち12地区で工事を実施中。また、4地区において工事に向けた調査設計を進めているところ。
- 実施中の地区のうち、3地区で造成団地から発生する残土を農地整備に活用中。この他、5地区において活用する計画を進めているところ。

県名	市町村名（地区数）	
宮城県	石巻市（3地区）	気仙沼市（1地区）
	名取市（1地区）	岩沼市（1地区）
	東松島市（1地区）	亘理町（1地区）
	山元町（2地区）	七ヶ浜町（1地区）
	南三陸町（1地区）	
福島県	相馬市・南相馬市（1地区）※	
	南相馬市（3地区）	

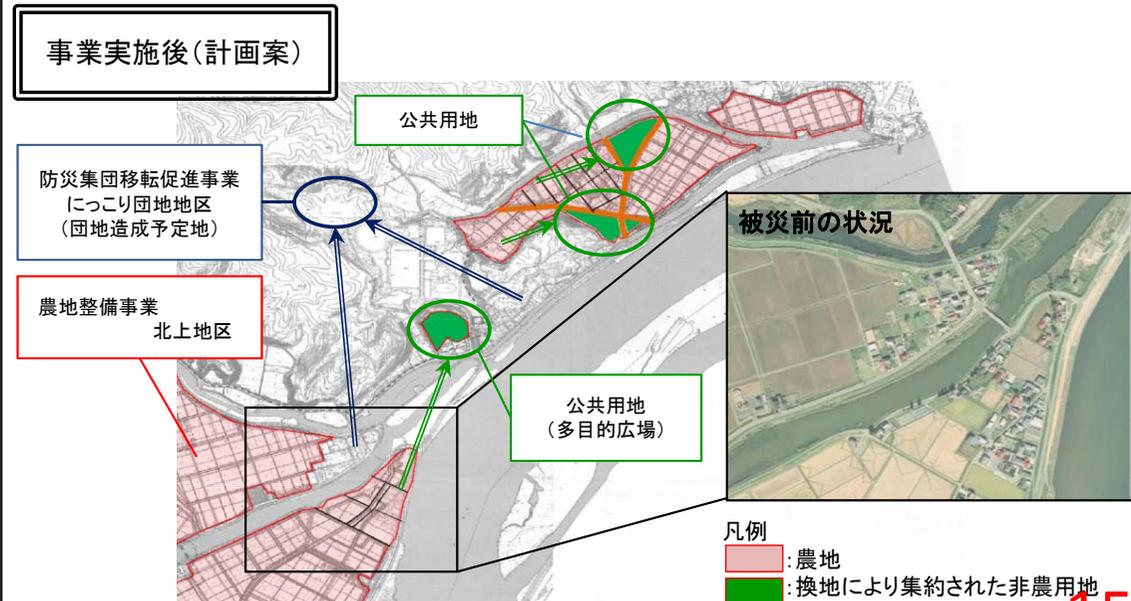
※両市にまたがり、農地整備を計画。

（平成26年9月末時点）

事例

＜石巻市北上地区＞

- 石巻市の北上地区では、農業農村整備事業により移転跡地等の集約化を図り、移転先の造成団地の住民が利用する多目的広場を計画するなど、効率的な土地利用の実現に向け農地整備を推進。
- また、造成団地から発生する残土を農地整備に活用することにより、双方の事業費の縮減に寄与。



- 福島県内の避難指示があった市町村の住民の帰還を促進するため、平成26年1月に省令改正を行い、当該市町村が復興整備計画を策定し復興のための事業を実施する場合、第1種農地(原則転用不許可)の転用ができるよう措置。
- 川俣町、川内村において復興整備計画を策定し、8月1日の協議会で協議を了したところ(8月5日に計画を公表)。

改正の内容

原発事故により避難指示のあった福島県内の市町村において、次の場合に第1種農地(原則転用不許可)の転用を可能にする。

- 市町村が、地域の協議会で話し合い、東日本大震災復興特区法に基づく復興整備計画を策定し、
- 同計画に位置付けられた復興整備事業が復興に必要なかつ適当で農業の健全な発展に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合



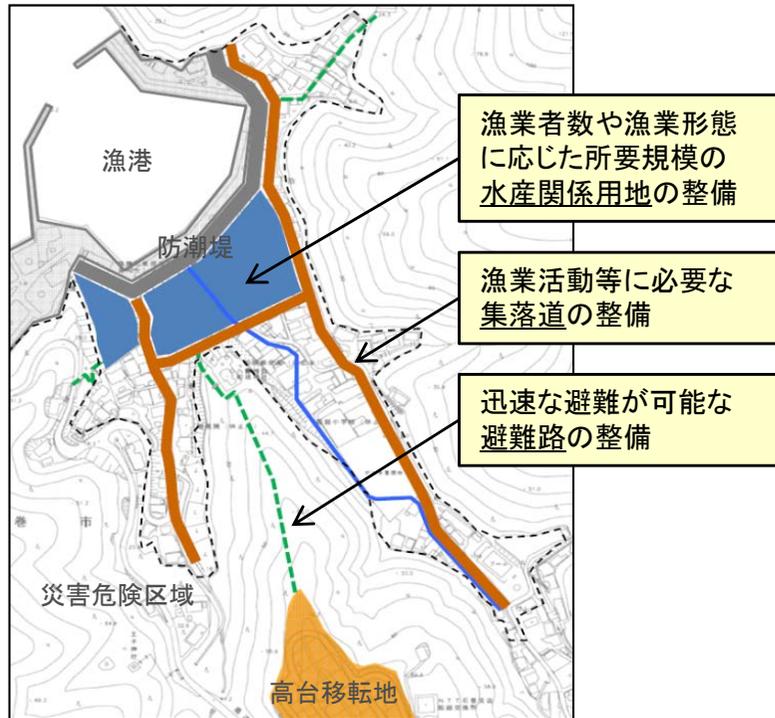
復興整備計画による農地転用の状況

市町村名	復興整備事業	農地転用面積
川俣町	産業団地整備事業(羽田地区)	2.7ha
	太陽光発電事業(山木屋地区)	4.3ha
	計 2地区	7.0ha
川内村	太陽光発電事業(平伏森地区)	2.8ha
	太陽光発電事業(糠塚地区)	4.5ha
	計 2地区	7.3ha
合計	4地区	14.3ha

被災した漁業集落の住まいと生業(なりわい)の復興のため、漁業集落防災機能強化事業(漁集事業)により住宅用地の整備や移転跡地等を活用した水産関係用地等の整備を約200地区で実施。(189地区で着手済、約20地区で計画準備中)

## 漁集事業による移転跡地等の整備

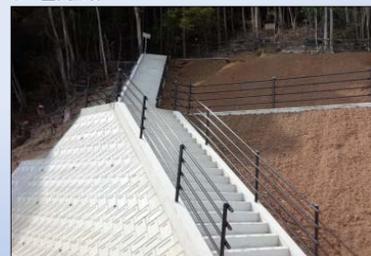
- ・ 水産関係用地を漁港背後の移転跡地等に整備
- ・ 併せて集落道や災害時の避難路等を整備



### 整備イメージ

○ 水産関係用地

○ 避難路



## 整備の促進に向けた取り組み

漁業集落は離半島部に多く、工事上の条件不利地での施工となるため、CM方式やUR都市機構の支援を活用し整備を促進。

### ①釜石市・花露辺地区

- ・ 防災集団移転促進事業、災害公営住宅整備事業及び漁集事業を一体的に実施(市がURに施工を委託及び要請)
- ・ 漁集事業により移転跡地において水産関係用地・集落道等を整備

地区全景



【災害公営住宅の整備】



【防集事業による宅地整備】

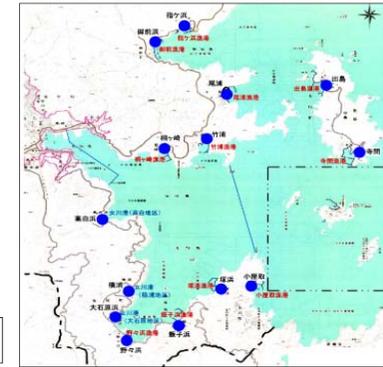


【漁集事業による水産関係用地等整備】(一部竣工)

### ②女川町・離半島部

- ・ 離半島部14集落で事業実施
- ・ 町全体の事業を包括的に受託するURがCM方式で施工

●:対象集落

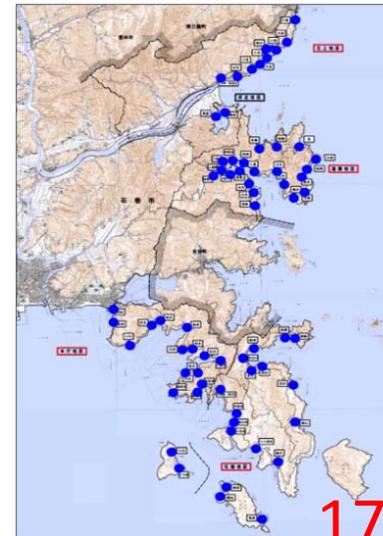


### ③石巻市・離半島部

- ・ 離半島部の約60集落で事業実施
- ・ CM方式による施工

(URの発注者支援により市が発注)

●:対象集落



# 經濟産業省・中小企業庁 説明資料

# 商業集積・商店街再生に向けた主な取組状況

□ 住宅再建・復興まちづくりの加速化のためには、住民の生活基盤となる商業、サービス業の機能回復が極めて重要であり、以下の施策により、早期の事業再開等を支援。

目的	施策の概要		
	施策名	実績・予算	
施設・設備の復旧・復興支援	事業の早期再開支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮施設整備事業（中小機構）</li> </ul>	【実績】 52市町村で、577箇所整備 【平成27年度予算案額】 中小機構交付金14.2億円の内数他
	本格的な復旧支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業</li> </ul>	【実績】 591グループ、10,220事業者、補助総額4,455億円（うち国費2,970億円） 【平成27年度予算案額】 400億円
	新規整備支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波・原災地域向け企業立地補助金</li> </ul>	【実績】 1件（川内村）※本事業は平成25年度補正予算から開始 【平成27年度予算案額】 60億円
		<ul style="list-style-type: none"> <li>商業施設等復興整備事業</li> <li>製造業等立地支援事業</li> </ul>	【実績】 374件、補助額1,494億円 【平成27年度予算案額】 300億円
販路開拓等ソフト支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>ふくしま企業立地補助金 ※製造業向け</li> </ul>	【実績】 414件、補助額1,918億円 【予算額】 2,102億円（平成23年度補正予算等で措置）	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害復興アドバイス等事業（中小機構）</li> <li>中小企業移動販売支援事業（全国連、日商）</li> </ul>	【実績】 相談10,652件 【平成27年度予算案額】 中小機構交付金14.2億円の内数他  【実績】 軽トラの貸与台数累計302台 【予算案額】 平成26年度補正252.2億円（全国連、日商向け）の内数	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力災害地域にぎわい回復支援事業（中小機構）</li> </ul>	【実績】 開催回数3回 【平成27年度予算案額】 中小機構交付金14.2億円の内数他	
まちなか再生計画策定支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害復興アドバイザーの活用（中小機構）</li> </ul>	【実績】 中小機構交付金14.2億円の内数他 【平成27年度予算案額】 中小機構交付金14.2億円の内数他	
資金面の支援	融資	<ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災復興特別貸付等（日本政策金融公庫、商工中金）</li> </ul>	【実績】 約27万件、貸付金額5兆7千億円 【平成27年度予算案額】 216億円（事業規模見込み2,791億円、利子補給等に要する経費を措置）
	債務整理等	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業再生支援協議会事業（中小企業再生支援協議会）</li> </ul>	【実績】 相談件数3,582件 【平成27年度予算案額】 30.6億円
	保証	<ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災復興緊急保証（信用保証協会）</li> </ul>	【実績】 約10万件、2兆3千億円 【予算額】 697億円（平成23年度1次、3次補正予算で措置、融資10兆円の保証による損失補填等の経費を措置）

## □ 施設整備等の支援

### 仮施設整備事業

被災中小事業者の早期事業再開を支援するため、中小企業基盤整備機構が仮設商業施設を設置し、被災市町村を通じて被災中小企業等に貸し出し。

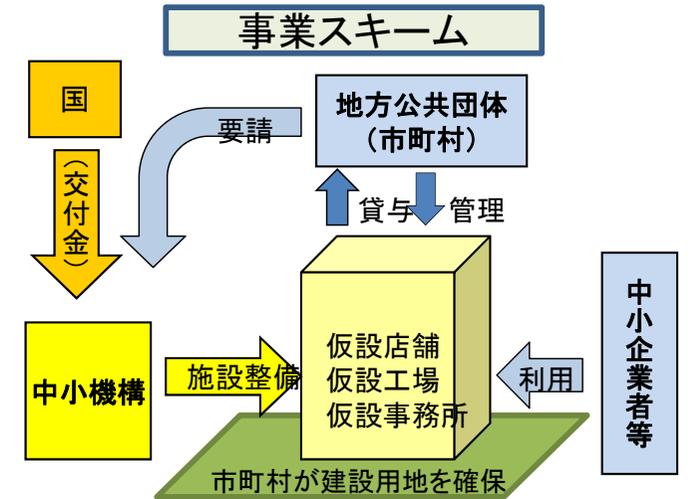
#### 【事業実績】

- 平成26年12月末時点で、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、長野県の52市町村において、577箇所（竣工前1箇所を含む）の仮施設を整備。平成26年9月末時点の入居事業者数は、合計2,801事業者、従業員数12,027名。事業の早期再開と雇用の確保に貢献。【予算執行額：約291億円】
- 入居事業者の仮施設の用途は、下表のとおり。被災地域の商業機能の回復に貢献。商業、サービス業等の利用事業者数は、1,151社。

用途	工場	作業場	倉庫	事務所	店舗	その他
箇所	202	114	183	323	252	14

（注）複合用途施設については、それぞれの用途に計上。

- 平成26年度より、仮施設の有効活用等を行う被災市町村に対する助成支援を開始。これまでに、民有地における本格復興対策の加速化のため、14箇所の仮施設の解体・撤去や移設に要する経費を助成。



#### 【完成事例】ここなら商店街 【福島県双葉郡楢葉町】

避難指示解除準備区域において、町民の早期帰還や町の復興を目指し、仮設共同店舗を整備。（平成26年7月オープン）



## □ 施設整備等の支援（計画づくり支援を含む）

### 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金（商業施設等復興整備事業）

原子力災害被災地域及び津波浸水地域（岩手県、宮城県、福島県）における商業機能の回復を図り、住民帰還等による復興を支援するため、被災市町村や民間事業者が行う商業施設等の整備を補助。

- 補助率：原子力災害被災地域：3/4以内、津波浸水地域：被災中小3/4以内、中小2/3以内、その他1/2以内
- 補助上限額：原則5億円
- 平成25年度補正予算額：30億円、平成27年度予算案：60億円

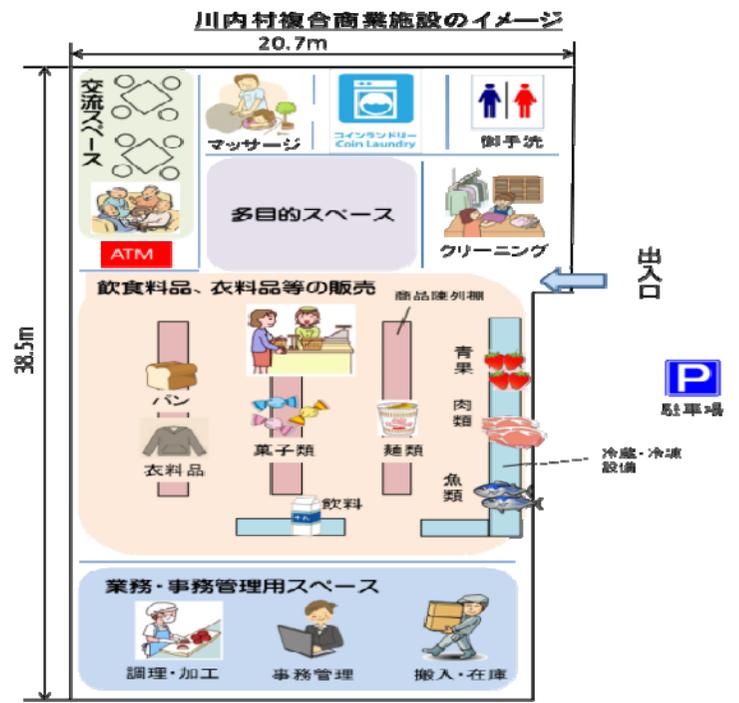
#### 【事業実績】

- 市町村が整備する公設商業施設については、平成26年3月に、福島県川内村による施設整備事業を採択。現在、整備中。
- 民間事業者が整備する民設商業施設については、平成26年12月に、女川みらい創造(株)（まちづくり会社）が、宮城県女川町で行う商業施設整備事業を申請。
- 他の市町村においても、公設、民設の商業施設について、具体的な事業の検討が行われている。
- 市町村からの要請を受け、(独)中小企業基盤整備機構が震災復興アドバイザーを派遣し、民設商業施設整備に必要な「まちなか再生計画」の策定等を支援。

<震災復興アドバイザーの派遣実績（平成26年4月以降）>  
 ・岩手県、宮城県、福島県の7市町村に対し、延べ37回派遣。

#### 【参考】川内村複合商業施設の概要

- 所在地：福島県双葉郡川内村下川内字宮ノ下23番1他
- 建築面積：約732㎡
- 運営：合同会社かわうち屋 ※地元企業や商工会等が出資
- 提供予定内容：飲食料品、雑貨、衣料品等の販売、クリーニング取次サービス、コインランドリー 等



## 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業

- ・ 中小企業等グループの復興事業計画に基づく施設復旧等を支援。（補助率3/4（国1/2、県1/4））
- ・ その際、従前の施設復旧等では、事業再開や継続、売上回復が困難な場合、これに代えて、新分野需要開拓等を見据えた新たな取組（新商品製造ラインへの転換や市場調査等）を支援。（27年度から実施）

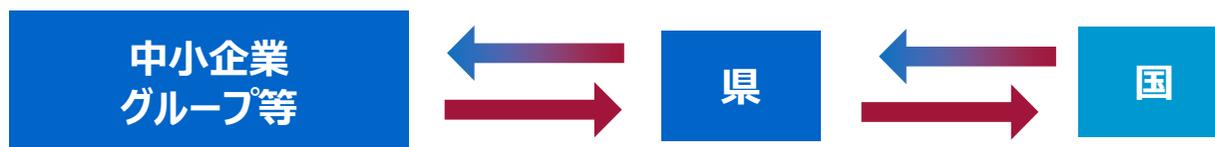
### 【平成26年度の公募スケジュール】

第1回公募：平成26年3月17日～5月16日（採択実績：18グループ 36億円）

第2回公募：平成26年7月31日～9月4日（採択実績：15グループ 37億円）

第3回公募：平成26年11月7日～12月12日（審査中）

### 【スキーム】



※事業者負担となる1/4相当分は高度化融資（無利子）の利用が可能。

### 【交付実績】

【平成26年10月末時点】

	グループ	補助金 交付者数	補助総額	うち国費
北海道	6グループ	36事業者	10億円	6億円
青森県	10グループ	208事業者	86億円	57億円
岩手県	107グループ	1,248事業者	782億円	522億円
宮城県	180グループ	3,751事業者	2,339億円	1,559億円
福島県	221グループ	3,377事業者	1,010億円	673億円
茨城県	58グループ	1,432事業者	195億円	130億円
栃木県	1グループ	14事業者	5億円	3億円
千葉県	8グループ	154事業者	28億円	19億円
計	591グループ	10,220事業者	4,455億円	2,970億円

## 災害復興アドバイス等事業

被災中小企業や被災地域の自治体、支援機関等に震災復興支援アドバイザーを無料で派遣し、今後の中小企業の事業再建に向けたアドバイス、設備等の復旧・補修相談、現状を踏まえた再建計画等の策定支援等を行う。併せて、震災復興アドバイザーが仮施設設入居事業者とグループ補助金の交付事業者に対し、能動的に訪問し、販路開拓等の経営課題等に対するアドバイス（適切な専門家とのマッチングによる継続的な支援を含む等）等を実施。

【実績】 相談件数：10,652件（平成26年11月末時点）

【専門家の体制】

ご要望いただいた課題に応じてアドバイザーを選定。

- ・中小企業支援の経験豊富な中小企業診断士、弁護士、公認会計士 等
- ・大企業・中堅企業での経営管理業務経験者 等
- ・設備の故障・復旧に対応可能なエンジニア、技術士 等
- ・全国の中心市街地の活性化を支援した実績のある中小企業診断士、一級建築士等
- ・阪神・淡路大震災時の復興に携わった自治体職員OB 等

【最近の取組】

- ・昨年7月に販路開拓スペシャリストによる販路開拓支援専用窓口を岩手県・宮城県・福島県に整備。
- ・昨年9月には本スペシャリストを62名から202名に増員し、体制の強化。

## 中小企業移動販売支援事業

仮設住宅や各種イベントなどに出向いて商品販売等を行う被災地域の中小企業者に対し、商工会・商工会議所を通じて、移動販売車両（軽トラック等）を6ヶ月間無償で貸与（延長可。）

【実績】 平成24年度 貸与台数100台 / 平成25年度 貸与台数102台 / 平成26年度（12月末時点） 貸与台数100

## 原子力災害地域のにぎわい回復支援事業

住民の帰還支援や商業復興等、地域のにぎわい回復に向けた1つの区切りとして行う、復興の取組の象徴的な「復興イベント」を支援するため、旧警戒区域等に所在する12市町村において、イベント開催に必要な経費を補助。【補助上限1000万円/回、年間2回】

【実績（取組例）】 ・南相馬市に対し、小高区復興文化祭として、駅前通りでの露店、避難者作成の文化作品の展示、住民交流会（踊り発表会等）、海岸での打ち上げ花火、等を実施（来場者数：約2万名）

# 国土交通省 説明資料

## （加速化措置）

- 従前からの措置に加えて、復興特区法改正法施行（H26.5）にあたって、運用を明確化する通知を発出するとともに、不明裁決の申請に係る権利者調査のガイドラインを発出。

## （主な効果）

- 事業認定手続期間が短縮（申請より概ね50日で告示）され、収用裁決手続期間についても復興事業については概ね5～6ヶ月に短縮。
- 様々な事業において不明裁決が活用され、復興特区法改正により期間が延長された緊急使用についても岩手県宮古市の防潮堤事業において申立てがなされた。

## 実績・事例

## ○事業認定手続・収用裁決手続期間の短縮

事業名（仮称含む）	事業認定申請日	告示日	期間	収用裁決申請日	裁決日	期間	不明裁決	緊急使用
<b>○直轄事業（復興道路等関係）</b>								
【青森】 八戸・久慈自動車道（八戸～階上）	H24.8.8	H24.10.4	57日間	H25.10.1	H26.3.24	174日間	○	
【岩手】 三陸縦貫自動車道（三陸～山田南） ・釜石花巻道路（釜石～遠野）	H26.6.17	H26.7.28	41日間	H26.11.4	手続中			
【宮城】 三陸縦貫自動車道（大谷～気仙沼） 三陸縦貫自動車道（志津川～歌津）	H24.10.1 H25.3.26	H24.11.13 H25.5.7	43日間 42日間	H25.10.30 ①H26.4.17 ②H26.10.30 ③H26.11.13	H26.2.24 ①H26.10.20 ②手続中 ③手続中	117日間 186日間	○	
三陸縦貫自動車道（歌津～大谷）	H26.9.9	H26.10.21	42日間					
<b>○県の復興事業</b>								
【岩手】 釜石市鶴住居地区 防潮堤事業	H25.6.28	H25.8.19	53日間	①H25.12.18 ②H26.4.25	①H26.6.5 ②H26.9.8	169日間 136日間	○ ○	
宮古市金浜地区 防潮堤事業	H25.10.31	H25.12.24	55日間	H26.12.3	手続中			申立中
【宮城】 気仙沼市鹿折川改修事業	H26.3.25	H26.5.14	50日間					

※緊急使用については、上記岩手県宮古市の防潮堤事業以外の事業においても活用を検討中。

※被災地の自治体職員等に対する説明会の開催等により、県事業・市町村事業における収用手続の活用事例が増加しつつある。

（加速化措置）

- ① 発注者、建設業団体、資材団体により需給見通し等を共有
- ② 公共による公共事業専用のプラントの設置

（主な効果）

- ① 建設資材対策地方連絡会・分会等を開催し、きめ細やかな需給安定化対策を実施
- ② 公共による公共事業専用のプラントの設置により、地区における生コンクリートの供給能力を向上

○発注者、建設業者団体、資材団体による情報共有

- ・建設資材対策地方連絡会・分会等の開催により、地域ごとにきめ細かな需給安定化対策を検討、フォローアップを実施。
- H23 7回、H24 29回、H25 47回、H26 28回（H26.12末現在）  
（復興加速化会議含む）



○生産能力増強対策

- ・民間プラントの増設  
震災後10基が増設（H26.12末現在）
- ・ミキサー船の活用  
9基が稼働（H26.12末現在）
- ・海運等による地域外からの骨材調達  
H24生コン月平均出荷量の約半分に相当する骨材を地域外から調達  
しちがしゆく
- ・直轄ダム等に堆積した砂利を骨材として活用（H25.5月よりセケソダム等にて採取開始）

○需要抑制対策

- ・コンクリートブロック等、コンクリート製品の活用により、生コン使用量を縮減



コンクリート二次製品の設置状況



ミキサー船

○公共工事向けプラントの設置

- ・災害復旧工事や道路工事等において、仮設プラントを設置し、当該工事に生コンクリートを供給。
- 既存プラントへの需要を減少させることにより、地域全体の供給の円滑化を図る。
- 岩手県：宮古・釜石地区の三陸沿岸道路工事（国交省）  
（各1基 合計2基 宮古 H26.8、釜石 H26.9稼働）
- 宮城県：気仙沼・石巻地区の災害復旧工事（宮城県）  
（各2基 合計4基 H26.5稼働）

○資材調達等の円滑化対策

- ・工期において余裕期間を設定
- ・各発注機関の発注見通しを統合して公表  
（地区ごとに毎月更新中）

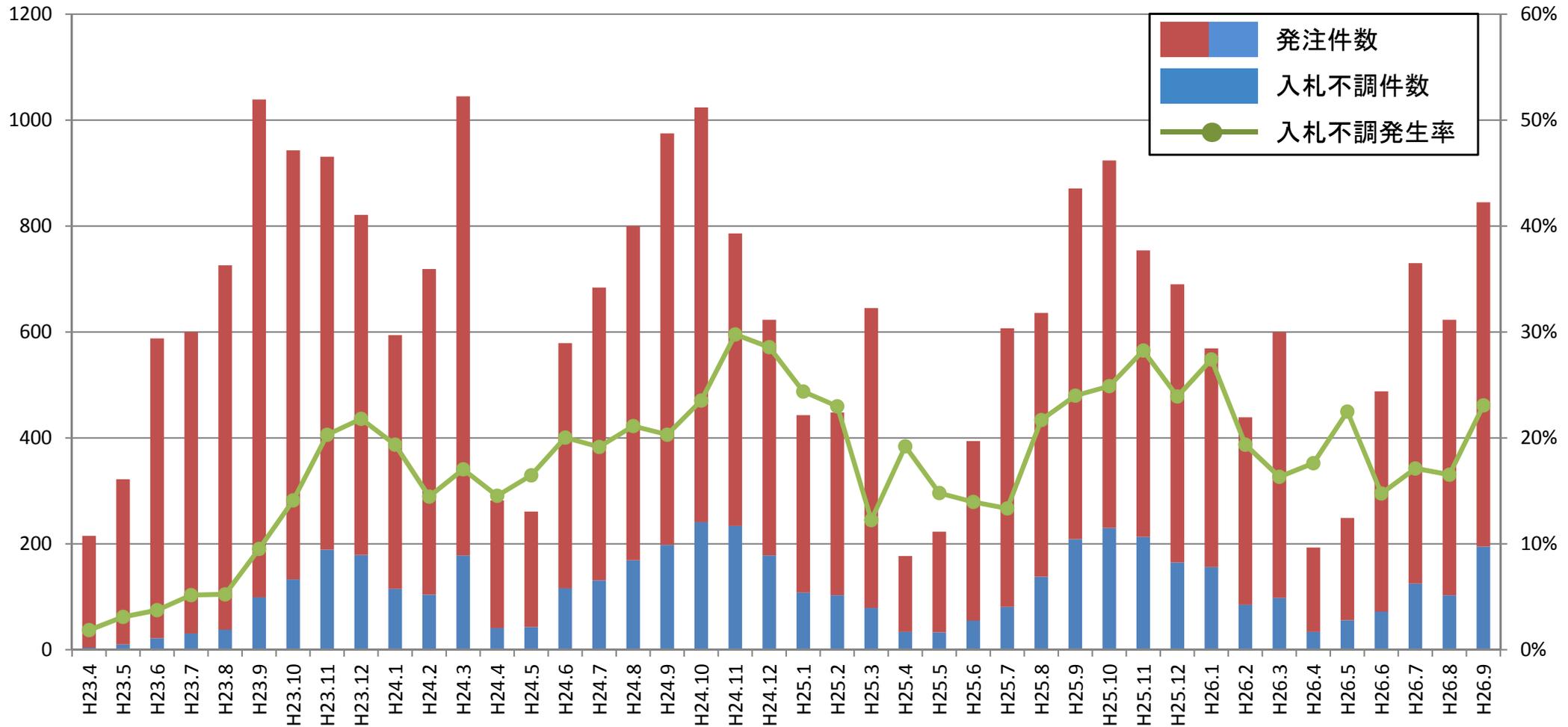


国交省（岩手県釜石）  
仮設プラント



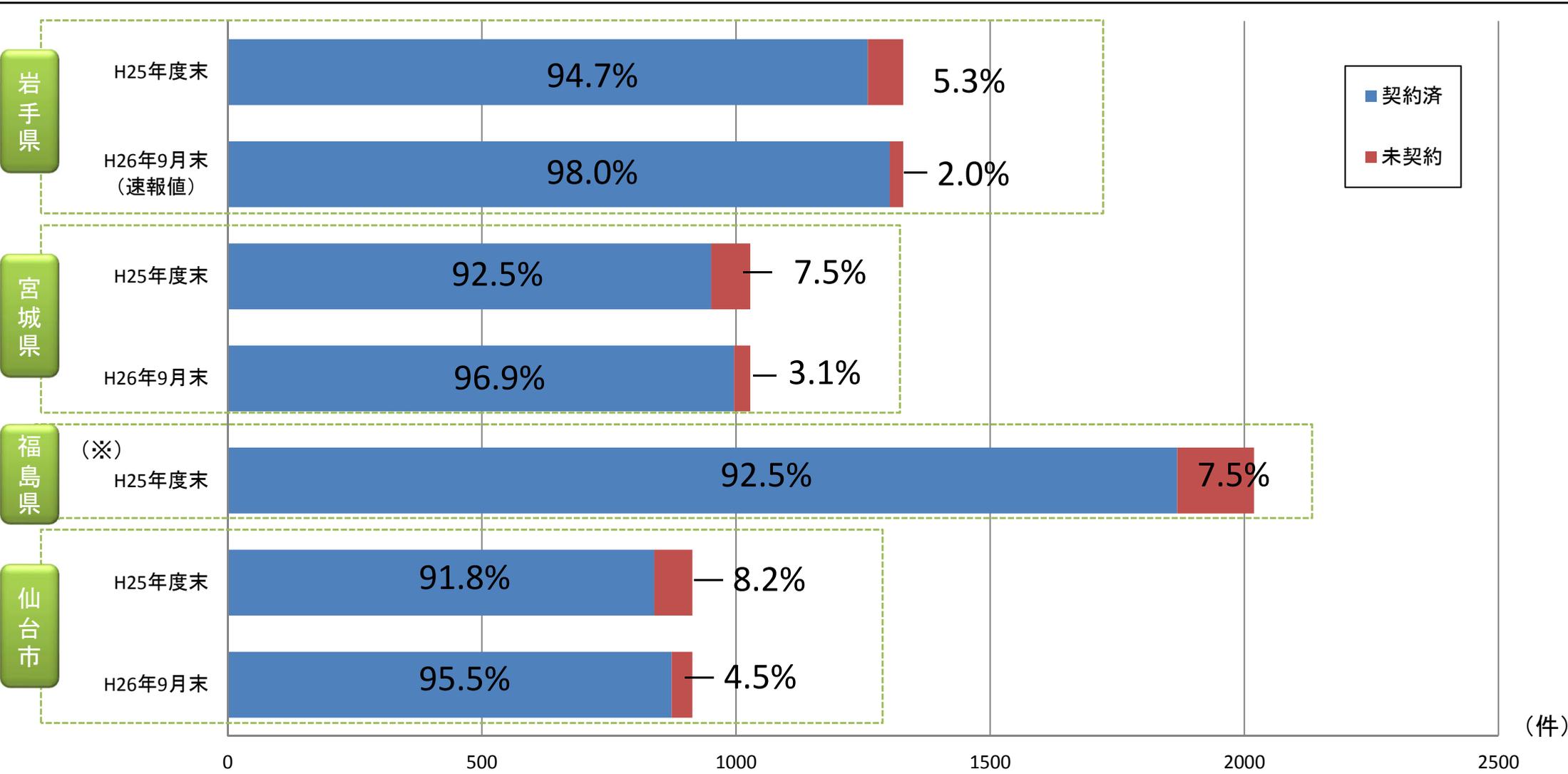
宮城県（気仙沼）  
仮設プラント

# 被災地（被災三県+仙台市）の発注工事（全工種）における入札不調の状況



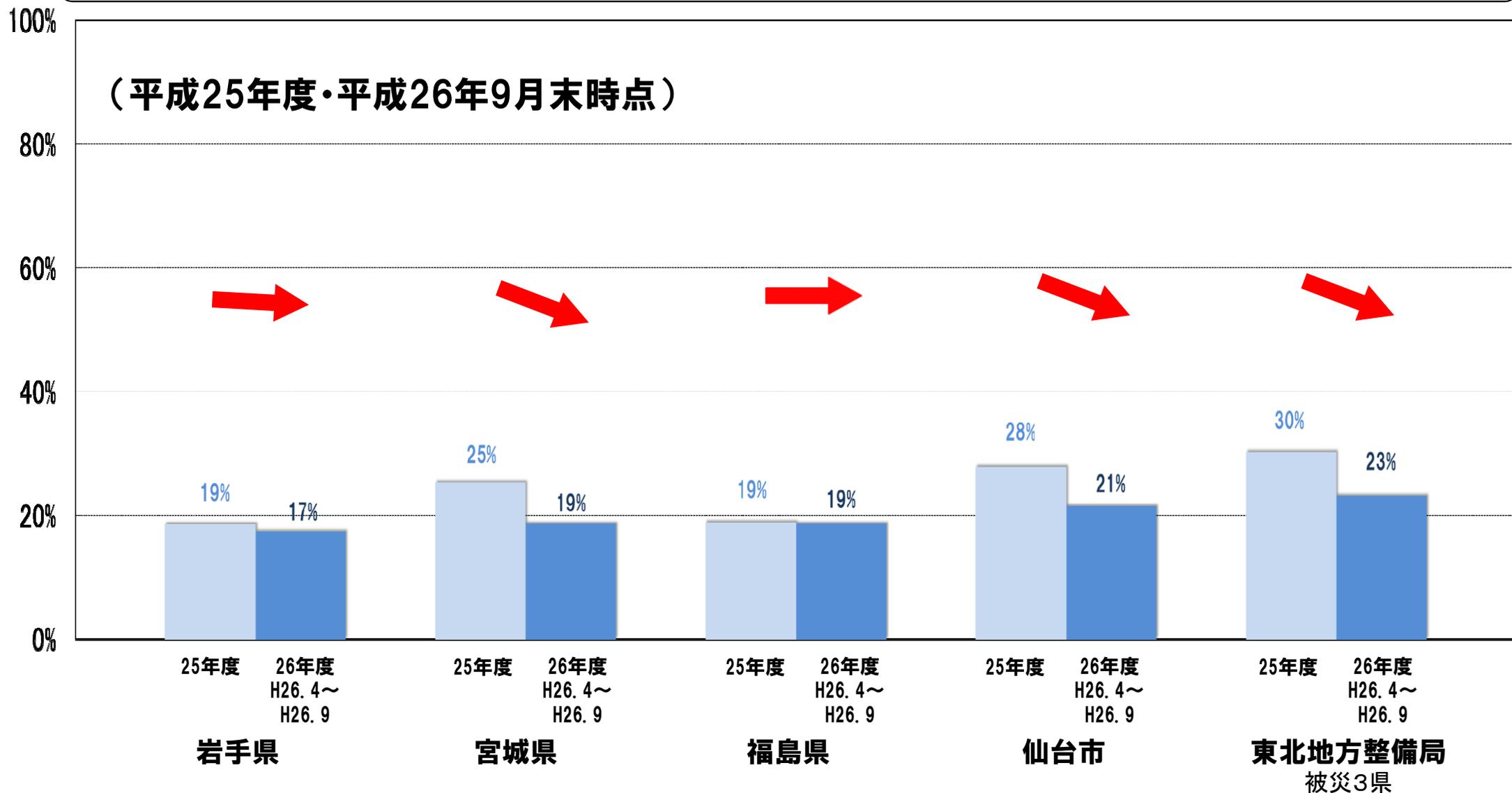
	平成24年度計			平成25年4月			平成25年5月			平成25年6月			平成25年7月			平成25年8月			平成25年9月			平成25年10月			平成25年11月			平成25年12月			平成26年1月			平成26年2月			平成26年3月			平成25年度計			平成26年4月			平成26年5月			平成26年6月			平成26年7月			平成26年8月			平成26年9月		
	発注件数	不調件数	不調発生率	発注件数	不調件数	不調発生率	発注件数	不調件数	不調発生率	発注件数	不調件数	不調発生率	発注件数	不調件数	不調発生率	発注件数	不調件数	不調発生率	発注件数	不調件数	不調発生率	発注件数	不調件数	不調発生率	発注件数	不調件数	不調発生率	発注件数	不調件数	不調発生率	発注件数	不調件数	不調発生率	発注件数	不調件数	不調発生率	発注件数	不調件数	不調発生率	発注件数	不調件数	不調発生率	発注件数	不調件数	不調発生率	発注件数	不調件数	不調発生率												
岩手県	1,782	216	12%	50	6	12%	65	1	2%	128	13	10%	132	15	11%	184	26	14%	255	55	22%	232	56	24%	180	53	29%	159	32	20%	92	25	27%	77	13	17%	238	37	16%	1,792	332	19%	55	10	18%	77	13	17%	147	18	12%	174	25	14%	144	23	16%	274	62	23%
宮城県	1,796	514	29%	13	1	8%	57	15	26%	58	14	24%	144	27	19%	136	32	24%	176	48	27%	208	55	26%	138	48	35%	141	44	31%	173	47	27%	141	35	25%	188	33	18%	1,573	399	25%	28	4	14%	57	13	23%	83	9	11%	146	29	20%	166	27	16%	149	35	23%
福島県	2,755	532	19%	47	15	32%	61	12	20%	138	18	13%	215	20	9%	209	49	23%	306	60	20%	332	69	21%	297	59	20%	282	52	18%	221	54	24%	131	21	16%	138	19	14%	2,377	448	19%	37	7	19%	77	22	29%	190	34	18%	280	42	15%	229	39	17%	316	66	21%
仙台市	1,217	379	31%	67	12	18%	40	5	13%	70	10	14%	116	19	16%	107	31	29%	134	46	34%	152	50	33%	139	53	38%	108	37	34%	83	30	36%	90	16	18%	36	9	25%	1,142	318	28%	73	13	18%	38	8	21%	68	11	16%	130	29	22%	84	14	17%	106	32	30%
合計	7,550	1,641	22%	177	34	19%	223	33	15%	394	55	14%	607	81	13%	636	138	22%	871	209	24%	924	230	25%	754	213	28%	690	165	24%	569	156	27%	439	85	19%	600	98	16%	6,884	1,497	22%	193	34	18%	249	56	22%	488	72	15%	730	125	17%	623	103	17%	845	195	23%

- 平成25年度発注工事は、一旦、不調・不落となった後、再発注等により契約できているものを含め、概ね年度内に契約できている。
- また、平成25年度に積み残しとなった工事についても、現時点で契約は進んできている。



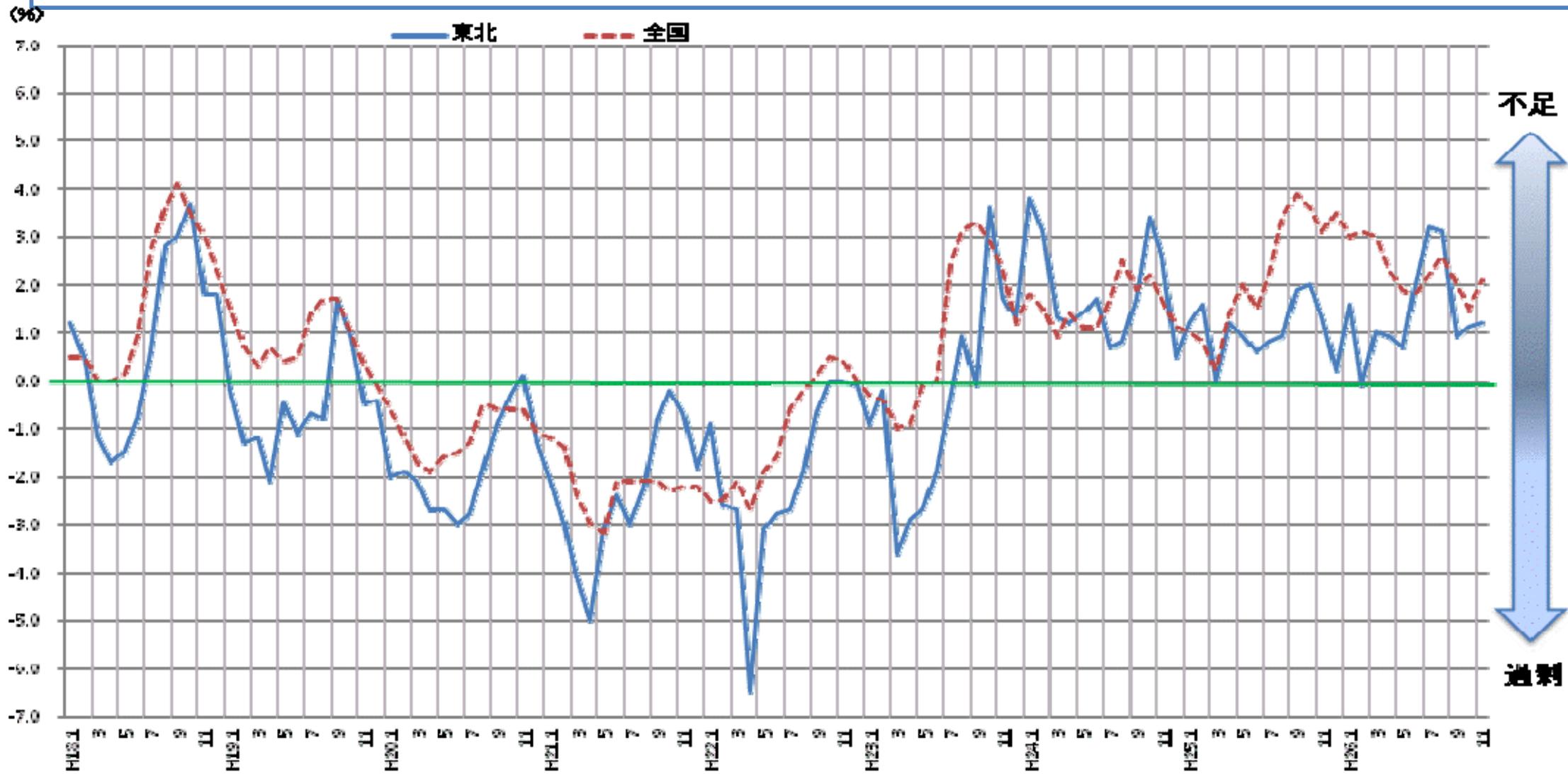
(※) 集計は出来ていないが、他の3団体と同様に契約は進んできている。

○全工種の不調等の発生率は、福島県が横ばい。その他は減少傾向。



建設労働者主要6職種（＝型わく工（土木、建築）、左官、とび工、鉄筋工（土木、建築））の過不足率については、

- ・全国は、前年同月と比較して1.0ポイント不足幅が縮小した。
- ・東北地域では、前年同月と比較して0.1ポイント不足幅が縮小した。

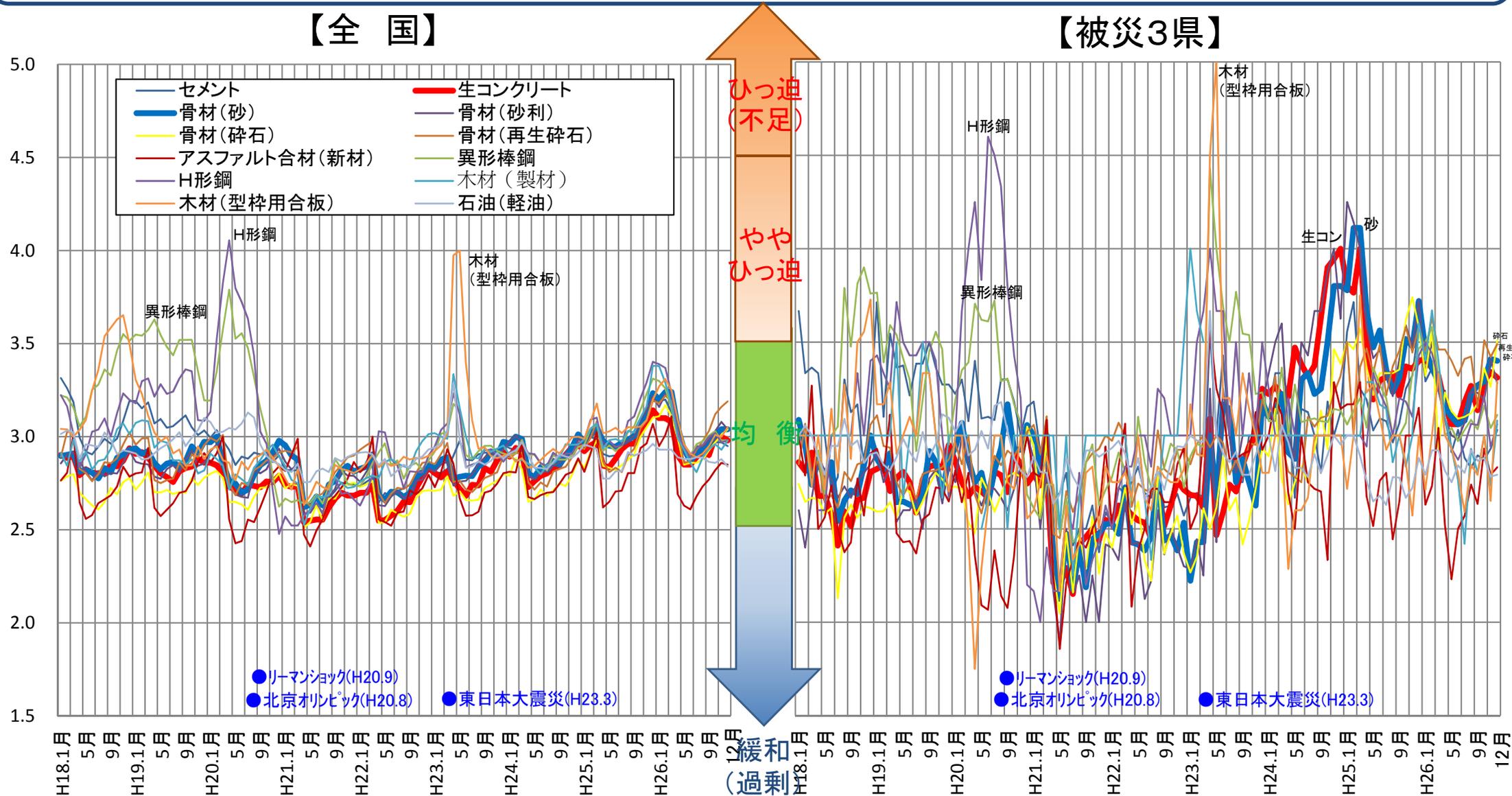


※「6職種」とは、型わく工（土木）、型わく工（建築）、左官、とび工、鉄筋工（土木）、鉄筋工（建築）をいう。  
 ※調査対象は建設業法場の許可を受けた法人企業（資本金300万円以上）で、調査対象職種の労働者を雇用する建設業者のうち全国約3,000社（うち有効回答者数1,122社（H25.10の場合））  
 ※現在の過不足状況調査事項：モニター業者が手持ち現場において①確保している労働者数、②確保したかったが出来なかった労働者数、③確保したが過剰となった労働者数  
 過不足率＝((②-③) / (①+③)) × 100

出典：労働需給調査（国土交通省）

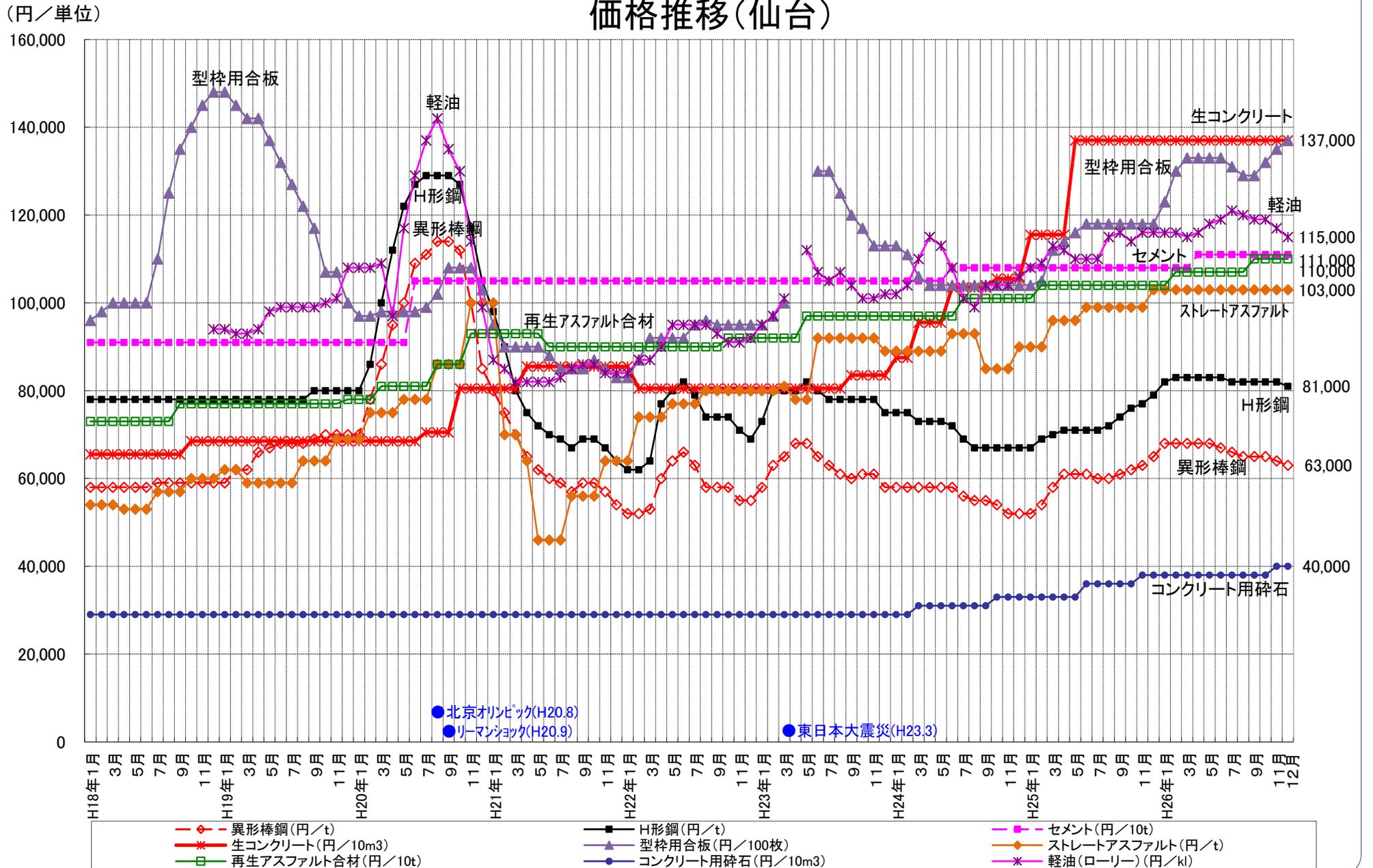
# 主要建設資材の需給動向

○主要建設資材の需給動向は均衡しており、資材は円滑に調達されている。



※数字は、モニターから得た回答「緩和」「やや緩和」「均衡」「ややひっ迫」「ひっ迫」を1～5点とし、全モニターの回答を平均したものの出典：主要建設資材需給・価格動向調査(国土交通省)

## 価格推移(仙台)



## 1. これまで実施した主な加速化措置と実績等について

## ○事業計画の軽微な変更の範囲を拡大(防災集団移転促進事業)

- ・土地取得困難地がある場合等に、事業計画の柔軟な変更を可能とするため、軽微な変更の範囲を拡大した旨を通知(H25.3.27)
- ・事業費の20%以上の増額となる場合も土地の価格上昇に伴う事業費の増額分を除き取り扱うことを可能とするなど、事業計画の変更手続きを簡素化した旨を通知(H25.9.26)

**実績:** 移転先用地の区域変更 395件(うち届け出によるもの186件) (H26.11月末時点)

## ○不明地権者の調査等における司法書士等の活用(防災集団移転促進事業)

- ・不明地権者の調査における司法書士等の活用及び当該調査に復興交付金を充てることができる旨と、復興まちづくり事業の早期進捗の観点からの適切な入札契約方式の選択について通知(H25.4.3)

**実績:** 司法書士、補償コンサルタント等への委託 24市町村(うち不明地権者調査に係る委託 4市町村)

※防災集団移転促進事業を実施している26市町村における実績(H26.11月末時点)

## ○起工承諾、公示送達等の適切な運用(土地区画整理事業)(津波復興拠点整備事業)

- ・土地区画整理事業において、起工承諾による工事着手、公示送達制度の適切な運用等による円滑な事業進捗を図るための方策について通知(H25.3.11)
- ・津波復興拠点整備事業において、起工承諾による工事着手、整備した宅地の賃貸による商店街の再生のため方策について通知(H26.1.16)

**実績:** (土地区画整理事業) 起工承諾 43地区 公示送達 13地区 (津波復興拠点整備事業) 起工承諾 15地区 (H26.11月末時点)

## 2. その他の加速化措置等について

## ○現地における「復興まちづくり事業に関する打合せ」の開催

- ・県・市町村と国土交通省(技術審議官を中心として各事業担当課長等が出席)・復興庁とで、防災集団移転促進事業・土地区画整理事業・津波復興拠点整理事業の実施地区について、現地の進捗状況・課題等について意見交換し、国として必要な技術的助言等を行うことにより、事業の円滑な推進を支援。

## ○取組事例の公表等(土地区画整理事業)

- ・法手続きの短縮措置の活用や起工承諾の活用、所有者不明の土地における公示送達の適切な運用の周知により、引き続き早期工事着手、事業の円滑な進捗を図っていく。また、取組事例をH26.3.31に公表・周知済み。

## ○取得土地活用のガイダンス等における明確化(防災集団移転促進事業)

- ・土砂や資材置き場の確保などの復興ニーズに対応し、取得した土地について、譲渡や交換が可能である旨をガイダンスにおいて明確化し、その旨を通知。(H25.9.26)

- ・取得した移転跡地の土地について、地方公共団体が保有したまま使用し、又は貸し付けることは復興交付金の交付の目的に反するものではない旨を通知(H26.3.6)

（加速化措置）

○ 防災集団移転促進事業における取得困難地での事業計画変更手続きの簡素化及び周知

- ・「直近の国土交通大臣が同意した集団移転促進事業計画の補助対象事業費の合計額の20%未満の変更」を軽微な変更の対象とする旨を地方公共団体に通知。（H25.3.27）
- ・補助対象事業費の合計額の20%以上の変更についても、土地の価格上昇にともなう事業費の増額分を除き取り扱うことを可能とするなど、事業計画の変更手続きを簡素化した旨を地方公共団体に通知。（H25.9.26）

（主な効果）

- 住宅団地の用地取得が困難な場合などにおいて、より簡単に区域変更が可能となり、事業計画変更手続きに要する手間と時間を削減。（事例：宮城県東松島市 約2か月短縮）

実績

移転先用地の区域変更実績  
（H26.11末時点累計件数）

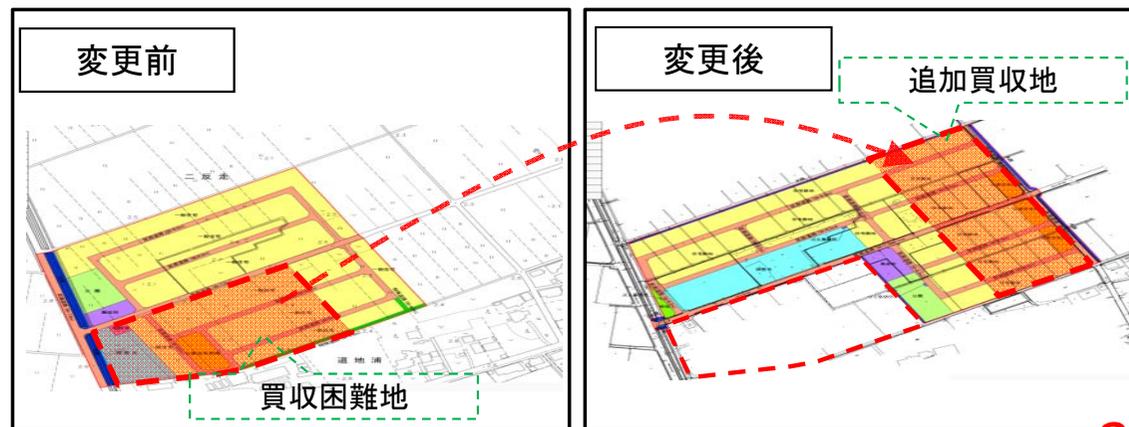
県名	変更件数	うち届出によるもの
岩手県 (93地区)	110件 (69地区)	42件 (30地区)
宮城県 (189地区)	246件 (159地区)	122件 (104地区)
福島県 (58地区)	38件 (30地区)	22件 (22地区)
茨城県 (2地区)	1件 (1地区)	0件 (0地区)
合計 (342地区)	395件 (259地区)	186件 (156地区)

事例

東松島市矢本西地区（計画戸数127戸 事業期間 H24～H28年度）

- ⇒ 住宅団地の用地取得が難しい場合には、取得可能な場所へ住宅団地を柔軟に変更することで事業を加速化
- ⇒ H25年1月に工事着手、H26年6月に造成工事完了

※本地区は通知前に大臣同意を得て計画を変更しているが、現在では多くの地区が届け出により計画変更を行っている。



（加速化措置）

不明地権者の調査における司法書士等の活用及び当該調査に復興交付金を充てることができる旨と、復興まちづくり事業の早期進捗の観点から適切な入札契約方式について通知（H25.4.3）

（主な効果）

- 用地取得に関する業務を外部に委託することにより、自治体のマンパワー不足を軽減し、移転先用地取得を効率的に実施。
- 特に、相続人多数の場合は、権利調査などに時間を要することから、外部委託することにより、効率的な事業進捗が可能。

実績

用地取得関係業務における補償コンサルタント等の活用状況について

（H26.11末時点）

県名	補償コンサルタント等に委託した市町村数	うち所有者不明土地に関する委託
岩手県	7	2
宮城県	10	1
福島県	6	1
茨城県	1	0
合計	24	4

→ 防災集団移転促進事業実施26市町村のうち、24市町村において、外部委託を実施

事例

補償コンサルタント等を活用した具体的事例と用地取得率

○ 野田村

- ・土地開発公社を活用し、用地取得に関する業務を実施。

→約5ヶ月の期間を要する立木補償調査などを補償コンサルタントに委託

- 契約時期：H24年4月
- 移転先用地取得率の推移：H24.3末（0%）→H26.11末（100%）

○ 陸前高田市

- ・補償コンサルタントに、家屋調査、立木調査、権利調査等の業務を委託

- 契約時期：H24年8月
- 移転先用地取得率の推移：H25.3末（9%）→H26.11末（100%）

○ 石巻市

- ・補償コンサルタントに、補償調査等の業務を委託。

- 契約時期：H24年度下半期からH25年度上半期にかけ数本に分けて契約
- 移転先用地取得率の推移：H25.3末（7%）→H26.11末（95%）

○ 南三陸町

- ・補償コンサルタントに土地評価算定業務、物件調査等の業務を委託。

建設コンサルタントに地積測量図作成、立木補償業務を委託。

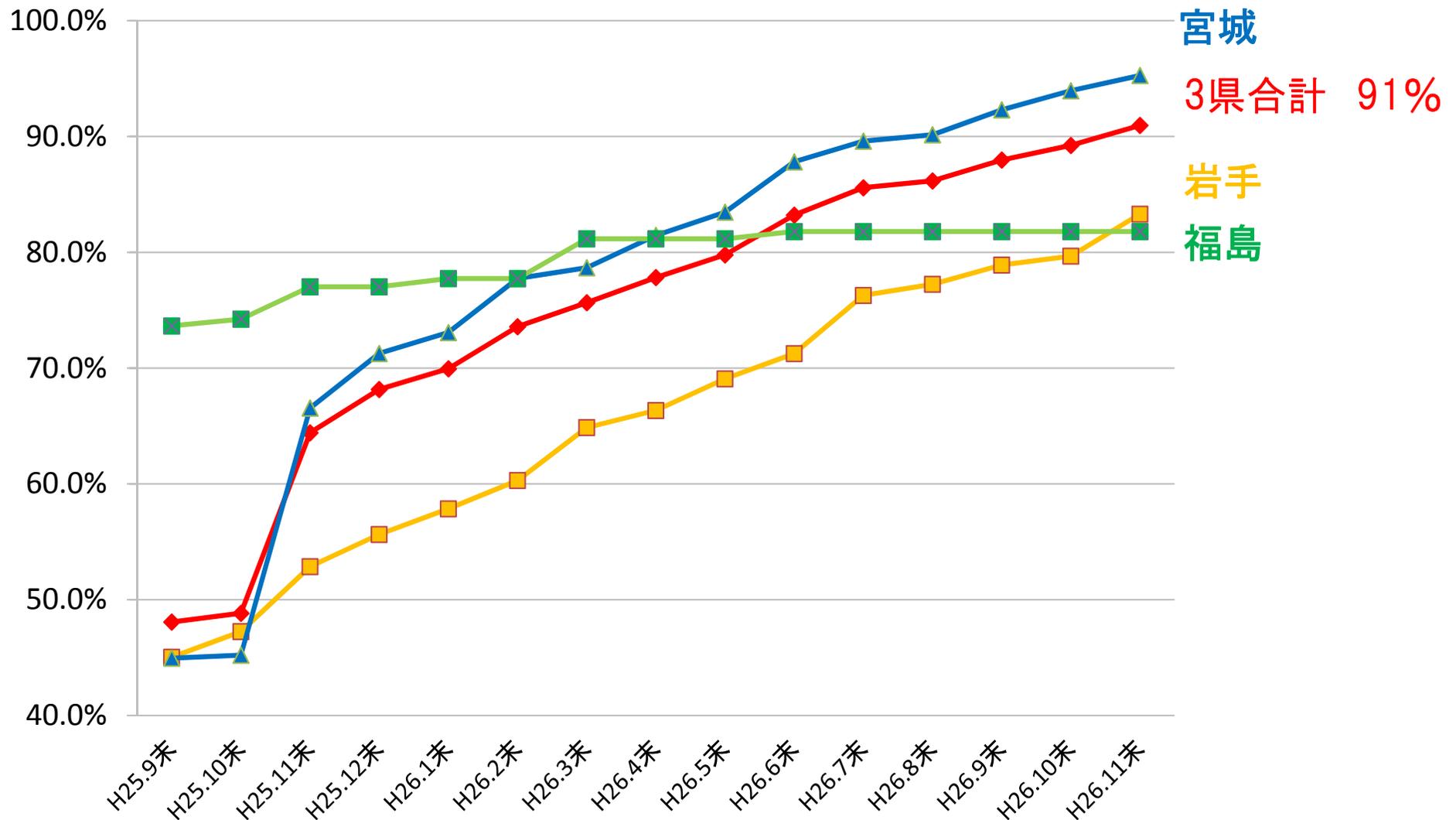
- 契約時期：H24年度下半期からH25年度上半期にかけ数本に分けて契約
- 移転先用地取得率の推移：H25.3末（6%）→H26.11末（100%）

※用地取得率は、その時点における計画面積から算出した取得割合を記載

○被災3県の用地取得率は約1年間で、約48%から約91%へと上昇しており、未取得の用地についても概ね地権者の同意を得ている状況。

○県別では、岩手県が83%、宮城県が95%、福島県が82%。

被災3県の用地取得率（面積ベース）の推移



- ・防災集団移転促進事業及び土地区画整理事業については、全ての地区で法定手続きが完了。
- ・工事着手済みは、防災集団移転促進事業が322地区(95%)、土地区画整理事業が47地区(94%)、津波復興拠点整備事業が16地区(67%)。
- ・造成工事完了は、防災集団移転促進事業が106地区(31%)、土地区画整理事業が1地区(2%)となっている。

【被災3県の状況】

	全体地区数	法定手続き済	工事着手済 <sup>注4)</sup>
防災集団移転促進事業	340地区 <sup>注1)</sup>	大臣同意 340地区(100%)	322地区(95%) <sup>注5)</sup>
土地区画整理事業	50地区 <sup>注1)</sup>	都市計画決定 50地区(100%) 事業化 <sup>注3)</sup> 50地区(100%)	47地区(94%)
津波復興拠点整備事業	24地区 <sup>注2)</sup>	都市計画決定 23地区(96%) 事業認可 20地区(83%)	16地区(67%)

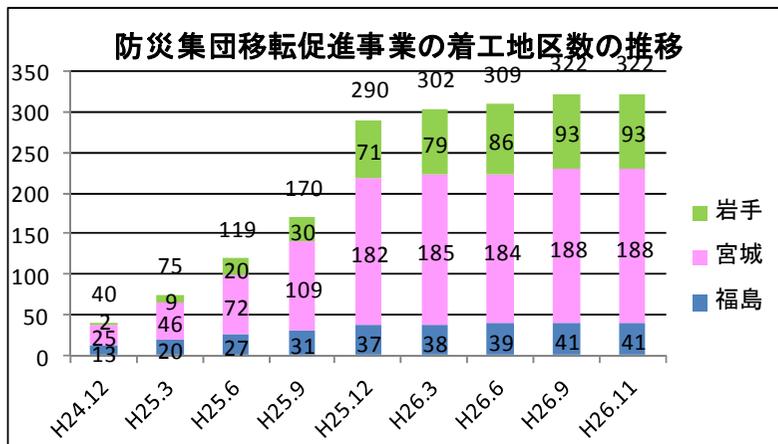
注1)住まいの復興工程表に基づく面整備事業を行う地区数

注2)復興交付金が交付された地区数。

注3)事業認可済の地区、事業認可手続き中(事業計画の縦覧開始後)の地区、緊急防災空地整備事業着手済みの地区を計上。

注4)工事発注(設計付き工事発注を含む)済の地区数

注5)このほか、茨城県北茨城市の2地区において工事着手済み



造成工事進捗状況の例

防災集団移転促進事業【岩沼市玉浦西地区】



岩沼市玉浦西地区(平成26年9月)

民間住宅等用宅地:全158戸

- ・平成25年12月  
造成工事一部完了  
(35戸)
- ・平成26年4月  
造成工事全完了  
(123戸)

（加速化措置）

- 発注者、建設業団体、資材団体等で構成する情報連絡会を開催し、需給見通しを共有  
⇒「建設資材対策東北地方連絡会」に「災害公営住宅専門部会」を新たに設置

（主な対応状況）

- 災害公営住宅専門部会を平成25年9月6日に設置、開催し、今後の災害公営住宅に係る建設量、建築資材の需給見通しや課題・問題点と対応状況等について意見交換を実施。（東北地方整備局に設置）

メンバー

発注機関

- 岩手県 県土整備局
- 福島県 土木部
- 宮城県 土木部
- 仙台市 都市整備局

建設業者団体

- 東北建設業協会連合会
- (一社)日本建設業連合会  
東北支部

関係機関

- (一社)住宅生産団体連合会
- 各県地域型復興住宅推進協議会
- (独)都市再生機構
- 東北地方整備局 建設部

オブザーバー

- 国土交通省 住宅局 住宅総合整備課
- 国土交通省 住宅生産課
- 国土交通省 土地・建設産業局 建設業課
- 国土交通省 東北地方整備局 企画部・営業部

- 本会議の設置後も、住宅の復興関係の下記の会議等を活用し、各県ごとに、発注機関・受注者間で情報共有・意見交換をきめ細かく実施。

岩手県

- H25/9/27 岩手県プレハブ建築協会と意見交換
- H26/2/17 岩手県の住宅再建に係る生産者等意見交換会
- ⋮
- 9/30 岩手県建設業協会等と意見交換

宮城県

- H25/11/13 宮城県建設業協会建築員会と意見交換
- 11/20 みやぎ復興住宅整備推進会議
- H26/2/12 みやぎ復興住宅整備推進会議
- ⋮
- 9/22 宮城県建設業協会等と意見交換

福島県

- H25/9/27 福島地域型復興住宅推進会議
- H26/2/3 ふくしま復興住宅供給促進会議
- ⋮
- 9/29 福島県建設業協会等と意見交換

- 今後も状況に応じて、機会を捉えて情報共有・意見交換を継続的に実施

（加速化措置）

○ 災害公営住宅における多様な発注方式、工法等の情報提供による工事の発注の円滑化

（主な対応状況）

○ 災害公営住宅の供給円滑化に向けて、「適正価格による契約」、「買い取り方式などの発注方式の工夫、鉄骨造、PC工法などの多様な工法に係る情報」等について地方公共団体及び国等による災害公営住宅発注支援連絡会議を設置、開催し、情報提供を実施。

※ 開催日：H26/4/18 福島県(福島市)、4/22 宮城県(仙台市)、4/24・25 岩手県(宮古市・釜石市・大船渡市)

※ 今後も適宜開催

＜災害公営住宅発注支援連絡会議の設置、開催＞

構成員

主催者：岩手県、宮城県、福島県 出席者：関係市町村

オブザーバー：国土交通省、(独)都市再生機構、公営住宅事業者等連絡協議会

連絡会議で提供する情報

■ 適正価格による契約

- ・ 予定価格の適切な設定（最新単価の適用、見積もりの活用）
- ・ スライド条項の適切な設定・活用

- ・ 公営住宅標準建設費（補助金の上限額）の引き上げ
- ・ 適切な工期設定 等

■ 多様な発注方法・工夫に係る情報

○ 発注方法の工夫

- ・ 設計・施工一括選定方式
- ・ 買い取り方式の活用
- ・ 標準設計の活用
- ・ 地元事業者等による協議会への発注
- ・ 複数地区の一括発注
- ・ 地域要件の拡大 等

○ 多様な工法の活用

〔低層〕



プレハブ(軽量鉄骨)工法



パネル工法

〔中層〕



プレキャスト工法



鉄骨造

## （加速化措置）

- 都市再生機構（UR）の活用等

## （主な効果）

- 災害公営住宅の整備及び譲渡について、16自治体から4,932戸の建設要請を受け、3,305戸で工事着手済。  
（うち完成 914戸）

## 実績

## ＜主な対応状況（フォローアップ）＞

○URは22の被災自治体と協定等を締結し、当該自治体からの委託又は要請を受けて復興市街地整備事業（22地区）並びに災害公営住宅の整備（要請戸数：4,932戸）を推進。

○このため、事業の本格化に併せて、現地復興支援体制を25年4月より303名とし、さらに26年4月1日には400名体制に強化するとともに、各本部で迅速に意思決定できる岩手震災復興支援本部、宮城・福島震災復興支援本部の2本部体制に組織改編。27年1月1日現在、412名の職員を派遣。

## 【UR職員の被災地への派遣状況（平成23年4月～）】

（各月1日時点の人数 単位：人）

H23.4	H23.7	H23.11	H24.4	H25.4	H26.4	H27.1
17	37	59	172	303	400	412

○個別地区の事業推進 [216名]

- ・ 現地 (12市町) に復興支援事務所を設置 . . . . . (面整備事業、住宅計画を実施)
- ・ 復興住宅工事事務所 (3事務所) を設置 . . . . . (住宅工事監理を実施)

市町 (人数)

工事事務所 (人数)

○地方公共団体への職員派遣 [6名]

派遣要望のあった1県1市1町に職員を派遣 . . . . .

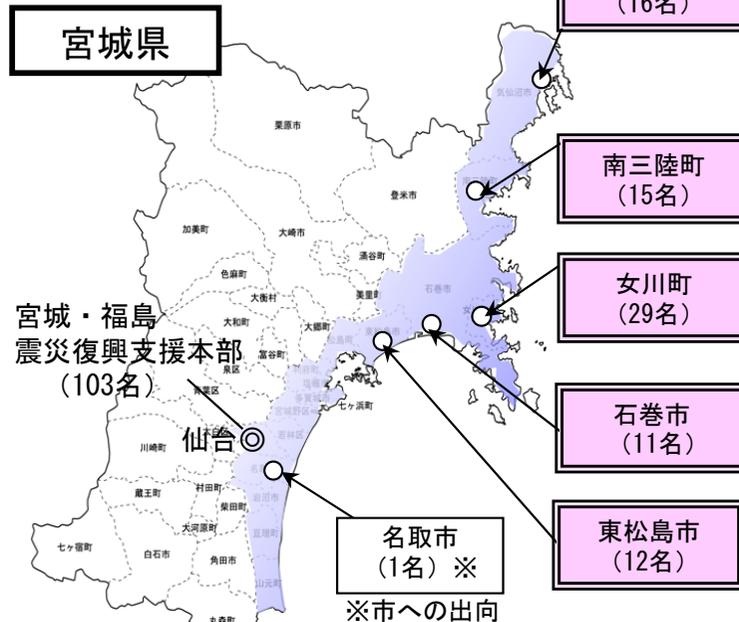
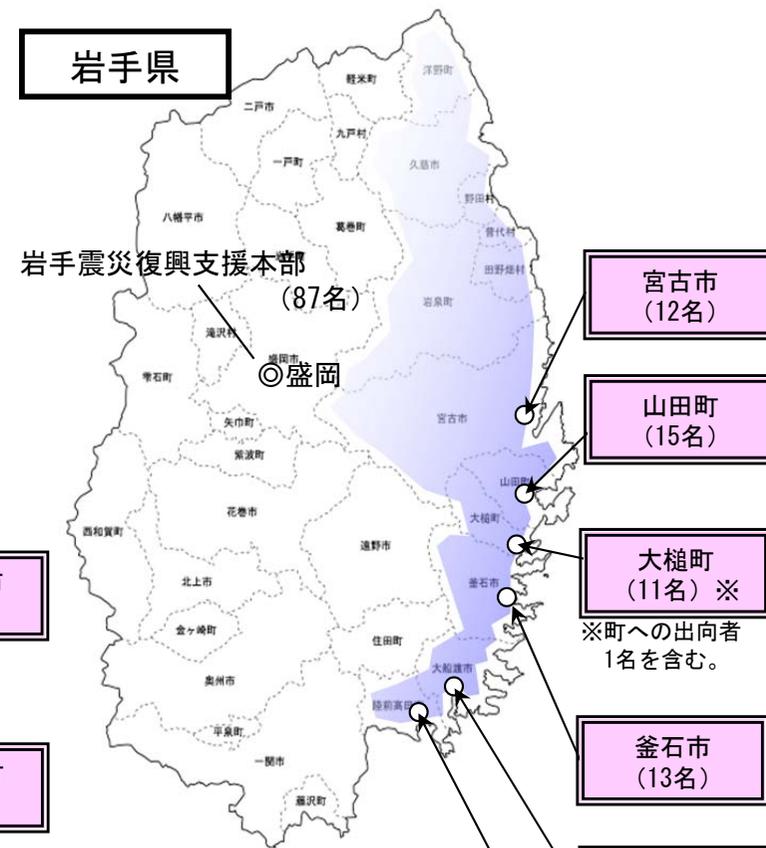
県市 (人数)

○震災復興支援本部 [190名]

復興支援事務所と共に災害公営住宅の整備・面整備事業を推進

- ・ 岩手震災復興支援本部 (盛岡) [87名]
- ・ 宮城・福島震災復興支援本部 (仙台) [103名]

合計 412 名



宮城南・福島復興住宅工事事務所 (9名)

宮城北復興住宅工事事務所 (13名)

(拠点: 仙台市、いわき市) (拠点: 石巻市、気仙沼市)

## （加速化措置）

## ○ 都市再生機構(UR)の活用等

- 16自治体から4,932戸の建設要請を受け、3,305戸で工事着手済。(うち完成 914戸)
- 地域の防災拠点整備、高齢者・子育て層の安心居住、地元企業・産材の活用等に配慮

## ①災害公営住宅整備スピードアップの取組み(大船渡市4地区 計65戸) 平成26年4～6月完成済

- 大船渡市内における災害公営住宅の住戸プランや仕様を統一し、設計期間を短縮（概ね8か月→6か月程度）
- 単独では規模が小さな工事をまとめ複数地区を一括発注することで、受注規模を適正化し、不調・不落は発生せず予定通り工事着工、竣工。



○上山地区  
戸数 : 11戸  
構造階数 : RC造 3階建  
着工 : 平成25年5月  
竣工 : 平成26年4月

○平林地区  
戸数 : 11戸  
構造階数 : RC造 3階建  
着工 : 平成25年5月  
竣工 : 平成26年4月

○宇津野沢地区  
戸数 : 20戸  
構造階数 : RC造 3階建  
着工 : 平成25年5月  
竣工 : 平成26年5月

○赤沢地区  
戸数 : 23戸  
構造階数 : RC造 5階建  
着工 : 平成25年5月  
竣工 : 平成26年6月

## （加速化措置）

## ○ 都市再生機構(UR)の活用等

## ②地域の防災・福祉拠点となる災害公営住宅（多賀城市桜木地区）平成26年10月完成済

## ○津波避難機能を持つ地域の防災拠点

- ・ 避難スペースの確保や防災倉庫の設置で**一時的な避難場所**としても機能
- ・ 避難経路にもなる**2階レベルのコミュニティデッキ**

## ○福祉施設等を併設した複合施設

- ・ **高齢者生活相談所**や**保育所**の設置
- ・ デッキに面して入居者の集いの場となる「**みんなのリビング**」を設置

## ○環境への配慮

- ・ 住棟の屋上に太陽光パネルを設置

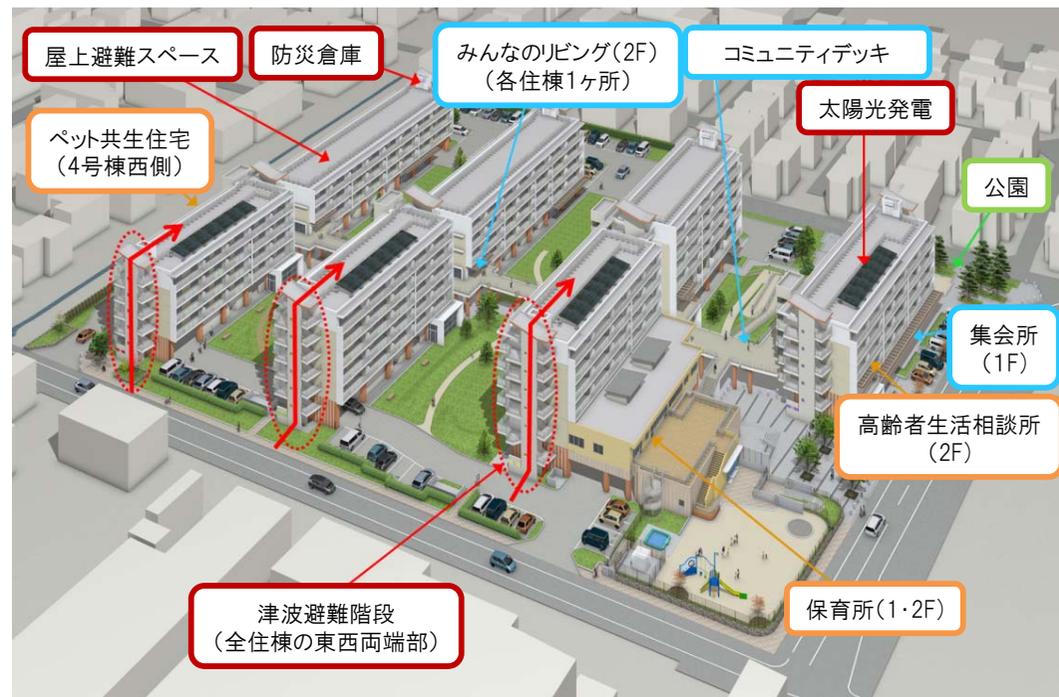
敷地面積：約1.7ha

戸数：160戸

構造階数：RC造 4～6階建

着工：平成25年6月

竣工：平成26年10月



住宅外観1（全体）



住宅外観2（コミュニティデッキ）



みんなのリビング



住戸内の様子

## （加速化措置）

## ○ 被災3県における標準建設費の見直し

（災害公営住宅に係る被災3県における主体附帯工事費の引上げ・特別加算の枠の追加）

## （主な効果）

- 災害公営住宅の発注における入札不調発生率は低く抑えられており、不調・不落となった案件についても、再入札等により契約まで至っている。

## 実績

## ＜主な対応状況（フォローアップ）＞

- 東日本大震災以降、被災地の建築工事費が大幅に上昇していることから、平成25年9月1日付けで被災3県における災害公営住宅整備事業等に適用される標準建設費について引上げを措置。
  - ・主体附帯工事費（建築主体の工事費）の上限を15%引き上げる
  - ・工期の短縮等その他特殊事情による工事費の上昇等に対応するため特例加算の枠を設ける
- また、平成26年度当初予算において、物価変動を踏まえ、被災地を含む全国の標準建設費の引上げを措置。  
（参考）被災3県における標準建設費の引き上げ率 低層：+4.8% 中層：+6.4% 高層：+6.7%
- さらに、平成27年1月1日より、被災3県の標準建設費についてさらなる引き上げを措置。
  - ・主体附帯工事費（建築主体の工事費）の上限の引き上げ幅を15%から22%に拡大
  - ・特殊事情による工事費の上昇等に対応するため平成25年9月に創設した特例加算の枠について、被災地特有の事情等により、特殊な条件下で工事を実施する必要がある、やむを得ない場合においては、国土交通大臣が別に決定した額とする
- 加えて、平成27年度予算案において、物価変動を踏まえ、被災地を含む全国の標準建設費の引上げを行う。  
（低層：+7.6% 中層：+5.7% 高層：+5.8%）